

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要について

令和 5 年 1 月
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 42 号）による改正後の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）附則第 5 条第 1 項において、通常の特定外来生物の規制を適用するとかえって生態系等に被害を生じおそれのある外来生物について、新たに特定外来生物に指定する場合に、政令で条件を付してその規制の一部を適用除外にすることができることとされた。

上記規定を踏まえ、法附則第 5 条第 2 項に基づき専門家に意見聴取した結果、アカミミガメ及びアメリカザリガニ（以下「アカミミガメ等」という。）を特定外来生物とするとともに、その適用除外の内容について、2 に記載の内容とすることが適当との御意見を頂いた。

以上を踏まえ、2 に記載の通り特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成 17 年政令第 169 号。以下「施行令」という。）を改正することとする。

2. 改正の内容

(1) 特定外来生物の新規指定

法第 2 条第 1 項の政令で定める外来生物（その個体及び器官が特定外来生物となるもの）の種を定める施行令別表第一に、以下の 2 種を追加することとする。

- ・ *Trachemys scripta*（アカミミガメ）
- ・ *Procambarus clarkii*（アメリカザリガニ）

※アメリカザリガニについては、既に別表第一においてアメリカザリガニ科のうちアメリカザリガニ以外のものが指定されているため、アメリカザリガニを除外対象から外す形の改正となる。

(2) 法附則第 5 条第 1 項に基づく特定外来生物に係る規制の一部の適用除外

アカミミガメ等について、法第二章に定める特定外来生物の取扱いに関する規制を、次の通り一部適用除外とすることとする。

ア、飼養等の禁止（法第 4 条）について

アカミミガメ等の個体について、次のいずれかに該当する場合には、当分の間、法第 4 条の規定を適用しないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、輸入又は購入をした当該生物の個体について飼養等をする場面においては、法第 4 条が適用され、法第 5 条の許可を取得して行うこととする。

- ・ 当該特定外来生物の飼養等を業として行う者が、当該特定外来生物（当該特定外来生物を商業的目的で繁殖させる場合にあっては、生きているもののみでなく、生きていないもの及びその加工品を含む。）の販売又は頒布をする目的以外の目的で、当該特定外来生物の種類ごとに主務大臣が定める方法により、飼養等を行うこと（附則第 2 条第 1 項）。
- ・ 当該特定外来生物の飼養等を業として行う者以外の者が、販売又は頒布をする目的以外の目的で飼養等を行うこと（附則第 2 条第 2 項）。

※主務大臣が定める方法については、飼養等施設の構造などを別途告示において定めることを予定しており、近日中に告示案に関するパブリックコメントを実施予定。

イ、譲渡し等の禁止（法第8条）について

アカミミガメ等の個体について、販売若しくは購入又は頒布に当たらない譲渡し等をする場合には、当分の間、法第8条の規定は、適用しないこととする。

(3) 経過措置

アカミミガメ等に係る飼養等の許可の申請については、施行日前から行えることとする。

※本政令の施行後も法第4条が適用される場合であっても、施行の際現にアカミミガメ等を飼養等している場合は、施行後6ヶ月間は許可なしで飼養等続けることができる（法施行規則第2条第19号参照）。このため、施行日前の申請は基本的には新規の輸入又は購入を行う者を対象として想定している。

3. 施行期日

令和5年6月1日